

20 島根県立大学における学生の懲戒に関する規程

平成 26 年 10 月 22 日
島根県立大学規程第 116 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学学則第 49 条（島根県立大学大学院学則第 22 条により準用される場合を含む。）に基づいて行う学生の懲戒処分の適正及び公正を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「学生」とは、学部学生及び大学院学生をいう。

2 この規程において「懲戒対象行為」とは、学則その他本学の諸規程に反し、又は学生としての本分に反する行為をいう。

(基本的な考え方)

第 3 条 懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行わなければならない。

2 学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。

3 大学は、懲戒処分を行うにあたって、学生の基本的人権について十分配慮しなければならない。

(懲戒の種類)

第 4 条 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

(1) 退学 学生としての身分を剥奪する。この場合、再入学は認めない。

(2) 停学 無期又は有期（6 か月以下）とし、この間は、授業科目の履修、大学施設の利用及び課外活動への参加を制限する。停学期間は在学期間を含める。

(3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。

(懲戒の判断基準)

第 5 条 懲戒の判断基準は、次のとおりとする。

(1) 懲戒対象行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合は、退学又は停学とする。

(2) 懲戒対象行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合は、停学又は訓告とする。

(3) 懲戒対象行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合は、訓告とする。

2 懲戒対象行為の「悪質性」の有無は、当該行為を行った学生の態度、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

3 結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害、物的損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(懲戒処分等の標準例)

第 6 条 具体的な懲戒処分の内容については、別表「懲戒の標準例」を参考とする。

2 過去に懲戒処分を受けた学生が、懲戒対象行為を行った場合は、悪質性が高いものとみなし、別表「懲戒の標準例」に定める懲戒処分の標準より重い懲戒処分を科することができるものとする。

(事実関係の調査等)

第 7 条 学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）は、学生が懲戒対象行為を行ったと認めるときは、調査委員会を設置の上、調査委員会に事実関係の調査を行わせるものとする。調査委員会は、調査結果を逐次学部長等に報告する。

2 調査委員会は、事情聴取に際し、学生に口頭又は文書による弁明の機会を付与しなけれ

ばならない。ただし、学生が、正当な理由なく事情聴取に応じず、弁明をしない場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(以下、省略)

別表「懲戒の標準例」

区 分	行 為 の 内 容	懲戒処分の標準
犯罪行為	殺人、強盗、強姦、放火、身代金誘拐等の凶悪な犯罪行為	退学又は停学
	傷害、暴行、強制わいせつ、住居侵入等の生命・身体・自由に対する犯罪行為	退学、停学又は訓告
	窃盗、詐欺、恐喝等の財産に対する犯罪行為	退学、停学又は訓告
	麻薬・大麻等の薬物の使用・不法所持・売買・仲介等の反社会的行為	退学又は停学
	痴漢行為、盗撮行為、ストーカー規制法等の法令に抵触する行為	退学、停学又は訓告
	危険運転（飲酒、薬物、暴走等）致死傷罪に当たる行為	退学又は停学
	その他法令に反する行為	退学、停学又は訓告
交通事故・交通違反	人身事故	退学、停学又は訓告
	人身事故を伴わない悪質な交通違反（無免許運転、暴走行為、飲酒運転等）	停学又は訓告
ハラスメント・人権侵害行為	セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント（未成年の学生や飲めない学生への飲酒の強制、一気飲みの煽動等の行為を含む）	退学、停学又は訓告
	その他の人権侵害行為	退学、停学又は訓告
本学が実施する試験等における行為	代理受験	退学
	カンニング、論文・レポートにおける剽窃、監督者の注意等に従わない等の不正行為	停学又は訓告
その他の行為	上記各行為に準ずる行為	退学、停学又は訓告